

介護人材の確保対策について

介護職員等の資格取得支援

1. 実務者研修受講資金貸付事業<別添1参照>

- 介護福祉士登録を目指し、実務者研修施設で実務者研修を受講する介護職員等に対し、**研修受講に必要な経費(20万円以内)の貸付**を行います。
- 要件を満たす事業所で、介護福祉士の登録後、**2年間勤務すれば、返還が免除**されます。

<お問い合わせ先>

長崎県社会福祉協議会生活福祉課：電話 095-894-4027
「長崎県実務者研修受講資金貸付」で検索してください。

処遇改善・労働環境改善の支援

1. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業<別添2参照>

- 県が、県社会保険労務士会に委託し、介護事業所の処遇改善加算取得のため、専門家(社会保険労務士)を派遣し、加算取得に必要な要件を満たすための支援を行っています。加算取得・上位加算への移行を検討されている事業所の方は、まずはお相談ください。**(相談は、無料です)**
- 令和元年度は、138事業所の皆様からお相談を受け、117事業所が(特定)加算取得・上位加算への移行を行いました。

【参考】加算取得状況(R1.4.1現在)

<処遇改善加算>

区分Ⅰ:	71.1%
区分Ⅱ:	9.3%
区分Ⅲ:	9.7%
区分Ⅳ:	0.2%
区分Ⅴ:	0.4%
未取得:	9.3%

<特定処遇改善加算>

区分Ⅰ:	30.8%
区分Ⅱ:	22.1%

(支援例)

- ・未取得⇒区分Ⅰ～Ⅲの取得
- ・区分Ⅱ又はⅢ⇒区分Ⅰの取得
- ・特定処遇改善加算の取得 など

<お問い合わせ先>

長崎県社会保険労務士会：電話 095-821-4454

2. 介護ロボット・ICT普及促進事業

○令和2年度の取組予定

- セミナー及び機器展示会の開催
 - ・長崎市及び佐世保市の2会場で実施（10月頃予定）
- 導入先進事業所への見学会の実施
 - ・県内の導入先進事業所への見学会を実施（実施方法検討中）

※昨年度、実施できなかったセミナー及び見学会の資料を県ホームページに掲載しています。**導入にあたっての注意点等各事業所の具体的な取組を掲載**しておりますので、導入を検討している事業所の皆様は、一度ご覧になってください。

「長崎県介護ロボット・ICT」で検索してください。

- 先駆的な介護ロボット等の導入経費の助成（R2年度募集終了）
- <お問い合わせ先>

長崎県長寿社会課介護人材確保推進班：電話 095-895-2440

その他

1. 福祉人材センター(県社協)の求人・求職マッチング

○福祉人材センターでは、福祉版ハローワークとして、福祉人材の求人事業所と求職者のマッチングを行っています。

○求職者への働きかけの1つとして、「LINE」を活用した求人情報の提供を行っております。

○その際、各事業所で作成している「事業所紹介動画」を求人情報の1つとして提供したいと考えておりますので、もし、作成されている事業所がありましたら、ご提供願います（併せて、求人登録もお願いします。）。

<お問い合わせ先>

福祉人材研修センター（県社協）：電話番号 095-846-8656

応援します！ 介護福祉士を目指す方

好評につき
本年度も実施！(注)

注：来年度実施できるかは未定です。

がんばれ！



お貸しします！

20万円以内

CHANCE



試験合格、
2年間勤務で
返還不要

詳細は、裏面を参照下さい。

実務経験が3年未満でも申請可能！

(本資金で実務者研修を卒業し、実務経験3年を満たした年度に国家試験を受験して下さい。)

資金の対象

実務者研修施設の受講料等納付金(含むテキスト代)

不明な場合は、研修施設への受講申込前にお電話下さい。

- ※ 雇用保険の教育訓練給付金対象講座の場合、給付金(20%~50%相当分)を差引いた部分で申請下さい。
- ※ まず給付金対象講座かどうか研修施設に確認下さい。なお給付金の支給要件を満たしているか心配な場合は、ハローワークで確認下さい。支給要件を満たしていない場合は、事前に連絡下さい。
- ※ 特に専門実践教育訓練給付金は、受講開始日の原則1か月前迄にハローワークを通じたキャリアコンサルティングが必要です。事前に余裕をもって準備下さい。本資金で利用できるのは原則50%部分です。
- ※ 給付金対象講座で給付金が利用できない場合は、事前に連絡下さい。

国家試験受験料、参考書・問題集代、試験交通・宿泊費(離島地区のみ)、研修交通費(注1)、
国家試験対策講座受講料(注2)。

※ 各費目によっては、上限目安や制限があります。詳細は貸付申請書の費目内訳に従って申請下さい。

注1：通学の負担が著しく大きい場合のみ。申請する場合は、事前に連絡下さい。

注2：対策講座の申込完了が必要です。実務者研修受講(予定)証明書で証明を受けるか、申込完了の証明書類写しを添付下さい。

貸付対象者

申込み手続き、提出書類は裏面を参照下さい。

【下記すべてに該当する方】

- ① 長崎県内で介護・相談支援等(以降介護等)業務に勤務中(注1)
- ② 長崎県内の実務者研修施設で研修受講中(申込期間も含む)(注2)
 - ※ これから受講する方は、本件貸付申請前に研修施設へ申込み、受講生となり、受講カード又は受講証明等を入手して下さい。初回のスクーリングが未到来でも、申請可能です。
 - ※ 申込期間は、研修中(研修申込から研修修了証明書発行まで)に限定されます。研修期間後は、本貸付の申込はできません。
- ③ 介護福祉士登録を目指し、登録後も県内で介護等業務に従事予定(注1)
 - 注1：勤務は正社員、常勤に限定していませんが、年間180日以上に従事が必要です。また勤務先には、老人福祉施設、障がい者支援施設、病院等が含まれます。
 - 注2：ひとり親自立支援教育訓練給付金、職業訓練など他の補助金等で受講する方は除きます。



申請は長崎県社会福祉協議会へ。申請方法は裏面を参照下さい。

募集内容

- 申込み期限：令和3年2月26日（必着）
- 人数：200名程度
- ※ 定員に達した場合、その時点で募集を停止します。
募集停止が見込まれる場合は、長崎県社会福祉協議会ホームページの新着情報に掲載します。



連帯保証人

- 1人必要です。
- ※ 一定の給与・事業収入がある方（同一生計者も可）
注意：貸付申込者が未成年の場合、法定代理人（親権者又は後見人）が連帯保証人となります。

勤務先法人又は経営者等の保証も可能！

申込み手続き（事業所経由です）

- 1) 申請者は、まず研修施設に受講を申込み、受講カード等を送付してもらってください。
※ 専門実践教育訓練給付金は、受講開始日の原則1か月前にハローワークを通じたキャリアコンサルティングが必要です。事前に準備下さい。（不明な場合は、研修申込前にお電話下さい。）
- 2) 申請者は、次に推薦書以外の提出書類を整え、勤務先事業所へ提出して下さい。
- 3) 事業所は、推薦書を作成し、その他書類を精査のうえ、県社協へ郵送して下さい。

提出書類

- 1) 県社協ホームページよりダウンロードして記入、押印する様式。
① 申請書チェックリスト、② 貸付申請書、③ 個人情報取扱同意書、④ 推薦書（介護職場作成）、⑤ 借用書（金額を書損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可。）
※ 様式を変更しています。旧様式は使用せず、必ず新様式をダウンロードして使用ください。
※ 自宅、職場等でダウンロードできない場合は、下段申込・問い合わせ先（県社協）へお電話下さい。
- 2) 振込口座通帳の写し（表表紙とその裏部分のみ：支店名、かな氏名、口座番号確認）
- 3) 申請者の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）
- 4) 連帯保証人の住民票（世帯の全部、続柄含む、個人番号は除く）
- 5) 研修受講を証明する資料（これから受講する方は、まず研修施設への申込を済ませて下さい）
研修施設の受講カード等。左記がない場合は、県社協指定様式の実務者研修受講（予定）証明書（研修施設作成）

その他）国家試験対策講座を受講する場合は、申込書写しを添付して下さい。
法人が連帯保証する場合は、法人連帯保証届（様式第2-2号）と法人の印鑑登録証明書を提出下さい。

がんばれ！



審査・貸付契約・送金

完備した書類を受け付け後、原則1～3週間後を目途に審査結果を通知、送金します。

返還及び返還猶予、返還免除

長崎県内の介護職場に介護職員等として勤務している間、返還は猶予。

次の要件すべてを満たせば、返還不要（免除）となります。

- ① 介護福祉士受験資格を得た年度に国家試験に合格し、翌年度までに資格登録を行う。
※ 不合格の場合は、一度だけ翌年の受験、合格、翌々年度の資格登録を認めます。
 - ② 借入時から介護福祉士登録後の2年間まで、継続して県内で介護職員等として従事。
- ※ 他産業又は長崎県外への転就職、介護職員等以外への職種異動等の場合は、返還が必要。
（やむをえない場合は、申請により最長1年の分割払いが認められます。）
※ 借用期間中は、休職、退職、住所変更の届出義務があります。



WIN!



申込・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
介護貸付担当 宛て



TEL 095-894-4027

【詳細は上記HPの募集要項、手引きを参照】

-4-



遠慮なく、
電話して下さい。

2020/04/01

長崎県委託事業

介護職員等 処遇改善加算取得促進 特別支援事業

処遇改善加算を取得していない、又は区分を上げたいとお考えの
介護保険サービス事業主様・障害福祉等サービス事業主様へ

現在、介護や福祉の仕事は、賃金が低い・仕事がつきい・休みが取りにくいなど、勤務条件が良くないというイメージがあり、人材の確保が難しくなっています。職場環境を改善し、処遇改善加算を取得することにより、従業員の給料をアップさせ、人材不足を解消しましょう。

長崎県社会保険労務士会と社会保険労務士が、
処遇改善加算取得のためのお手伝いをいたします。

処遇改善加算取得のためのアドバイスと実務指導を行います

無料の
事業所訪問あり！
(3回)



別添2

お申込みの流れ

事業所様より問い合わせ・申込み

社会保険労務士会
(申込み等の受付)

コーディネーターより連絡
(詳しいお話を伺い、アドバイザーを決定)

担当アドバイザーより連絡
(訪問日程の調整・必要事項の確認)

訪問1回目



相談内容の確認
現状の把握・要件の整理
必要書類等のアドバイス

訪問2回目



計画書類等の作成補助・指導
確認事項査収確認
取得区分の決定

訪問3回目



確認事項整理
書類等の実務指導・最終確認

アドバイザー・コーディネーターとは、雇用管理・労務管理の専門家(社会保険労務士)です

※長崎県の委託事業として実施しますので、事業所の費用負担はありません。

※障害福祉サービス事業所については、中核市(長崎市・佐世保市)の所在事業所を除く事業所が対象となります。

〈申込書〉この用紙を使用し、FAXまたはメールにて申込みをお願いします。

ふりがな		担当者名	
事業所名		従業員数	介護職員等 その他 人
住 所	〒	電話番号	
相談内容1			
相談内容2			

FAX/095-821-2515 メールアドレス/info@sr-nagasaki.or.jp

お申込み
お問合せ



長崎県社会保険労務士会

〒850-0027
長崎市蒲屋町50-1 杉本ビル3階B

☎095-821-4454 FAX.095-821-2515 ✉info@sr-nagasaki.or.jp

県担当課

〈介護保険サービス関係〉長寿社会課 ☎095-895-2431

〈障害福祉サービス関係〉障害福祉課 ☎095-895-2455

長崎県社会保険労務士会

「介護職員処遇改善加算」・「福祉・介護職員処遇改善加算」のご案内

(注)
文中の「介護職員等」とは、「介護保険サービス事業所における介護職員」及び、「障害福祉サービス等事業所における福祉・介護職員」を示します。



厚生労働省では、介護職員等の方の処遇改善を図るため、平成29年4月1日から処遇改善加算の拡充を行っています。

Q1 平成29年4月1日から、どのようなところが変わったの？

A1 より加算の高い新たな区分が1つ加わり、全5区分になりました。

平成29年4月から新設された「加算I」を取得すれば、介護職員等1人当たり月額3万7千円相当の加算が受けられます。従来(平成29年3月まで)の加算Iを取得している場合は、月額平均1万円相当の増となります。



-6-

Q2 「キャリアパス要件」「職場環境等要件」とは？

A2 処遇改善加算の申請のために必要な要件は、以下のとおりです。申請できる加算は、どの要件を満たしているかによって異なります。

▶ キャリアパス要件: I、II、IIIの3種類の要件があります。

- I..... 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- II..... 資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- III..... 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(新設)

~キャリアパス要件IIIによる昇給の仕組みの例~

- 「勤続年数」や「経歴年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

▶ 職場環境等要件: 賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施すること。

※処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員等へ周知することが必要です。

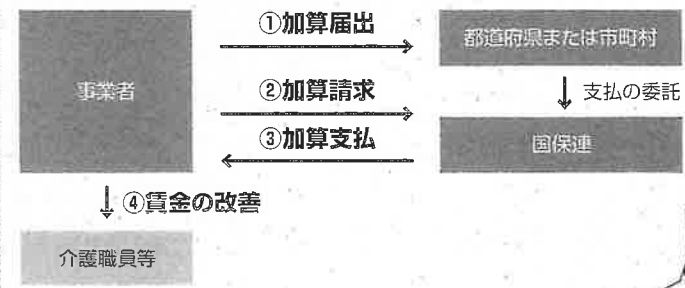


Q3 処遇改善加算の目的は？

A3 介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

- ▶ 加算を取得した事業者は、介護職員等の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。
- ▶ 事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。支払の委託を受けた国保連は事業者に加算(報酬)を支払い、事業者は介護職員等の賃金改善を行います。

〈加算の届出の流れ〉



● 従来の処遇改善加算Iを取得している場合

平成29年4月1日から新設された「加算I」を取得すると、更に月額平均1万円相当、介護職員等の方の賃金を上げることができます。

※新設された加算Iを取得するには、従来の加算Iの要件に加えて、キャリアパス要件IIIを充たす(キャリアパス要件I・II及び職場環境等要件を全て充たす)ことが必要となります。
※加算の申請には、処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

● 処遇改善加算をまだ取得していない場合

加算の取得によって、これまでよりも介護職員等の方への賃金を増やすことができます。あなたの事業所が算定要件を満たしているかどうか確認してみてください。

※加算の算定要件の確認と申請には、処遇改善計画書と、就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。